

社会福祉法人飯田福祉会役員等報酬規程

(目的)

- 第1条 この規程は、社会福祉法人飯田福祉会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

- 第2条 当法人の役員等（理事・評議員）に対しては、職務執行の対価として、支給するものとする。
- 但し、施設長等の職員及び職員に準ずる者等（職員事務分掌に記載されている者）が役員の場合は、就業規則に基づく給料を支給する。
- 2 役員等には、当該会議等に出席した都度、定款8条に定める金額の範囲以内で1人当たり1回5,000円以上、年度総額30,000円以内を支給する。
- 3 監事には、職務の重要性に鑑みて、別途年額55,700円（税込み）を支払う。

(費用弁償)

- 第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。〈ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。「職員給与規程」による通勤手当や旅費支弁との重複がないよう、留意する。〉
- 2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(改廃)

- 第4条 本規程は、評議員会の決議を経て、改廃することができる。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

この規則は、令和5年6月17日から施行する。